

○危険宅地連絡協議会設置要領

昭和51年11月15日
施行

(設置)

第1 「がけ等に近接して建築する建築物の取扱要領」第3(3)に規定する、がけの上又はがけの下に建築する建築物の安全性を判断するため地域振興局建設部土木建築課、熊毛支庁建設部建設課、屋久島事務所建設課、大島支庁建設部建設課及び徳之島事務所建設課に危険宅地連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、地域振興局建設部土木建築課長、熊毛支庁建設部建設課長、屋久島事務所建設課長、大島支庁建設部建設課長及び徳之島事務所建設課長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 地域振興局建設部土木建築課、熊毛支庁建設部建設課、屋久島事務所建設課、大島支庁建設部建設課及び徳之島事務所建設課の技術補佐、技術主幹又は土木担当係長

(2) 関係市町村の建築担当課長及び土木担当課長

(3) 関係消防署長

(4) 所管建築主事

(5) 前各号に掲げる者のほか会長が必要と認めた者

(協議)

第3 協議会は、所管建築主事の求めに応じ会長が招集する。

2 会長は、協議会を代表し会議を主宰する。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外から意見を聴取することができる。

(庶務)

第4 協議会の庶務は、所管建築主事において処理する。

(雑則)

第5 この要領に定めるもののほか、必要な事項については会長が定める。

附 則

この要領は、昭和51年11月15日から運用する。

附 則

この要領は、昭和60年7月10日から運用する。

附 則

この要領は、平成6年9月1日から運用する。

附 則

この要領は、平成20年5月30日から運用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、令和2年6月2日から運用する。